



第 7 章

推進体制

1 計画の進行管理

本市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「糸島市児童健全育成推進協議会（子ども・子育て会議）」を設置し、本計画の策定について議論を行ってきました。

糸島市児童健全育成推進協議会は、児童の健全な育成の推進に関し必要な事項について調査審議する場として位置付けられています。

そのため、これまでも「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：平成27年度～平成31年度）の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の進捗状況について審議を行うなど、PDCA サイクル【P l a n（計画）－D o（実施・実行）－C h e c k（検証・評価）－A c t i o n（改善）】のプロセスを踏まえた進行管理を行ってきました。

本計画の推進に当たっても、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、糸島市児童健全育成推進協議会で、毎年度本計画の実施状況について、PDCA サイクルのプロセスを踏まえた進行管理に努めます。

なお、計画の進捗状況や社会環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 関係機関、関係団体との連携強化

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を併せ持つ計画であり、かつ、新・放課後子ども総合プランに基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を包含した子ども・子育てに関する総合的なものです。

このため、本市における他の関連計画との整合性を図るとともに、福祉、保健、教育、労働、都市整備、住環境などの担当部門が連携を図り、全庁的に計画を推進していきます。

また、国、県、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関や地域の民間団体、NPO・ボランティア団体などの関係団体との連携をさらに強化しながら、施策の効果的な推進を図ります。